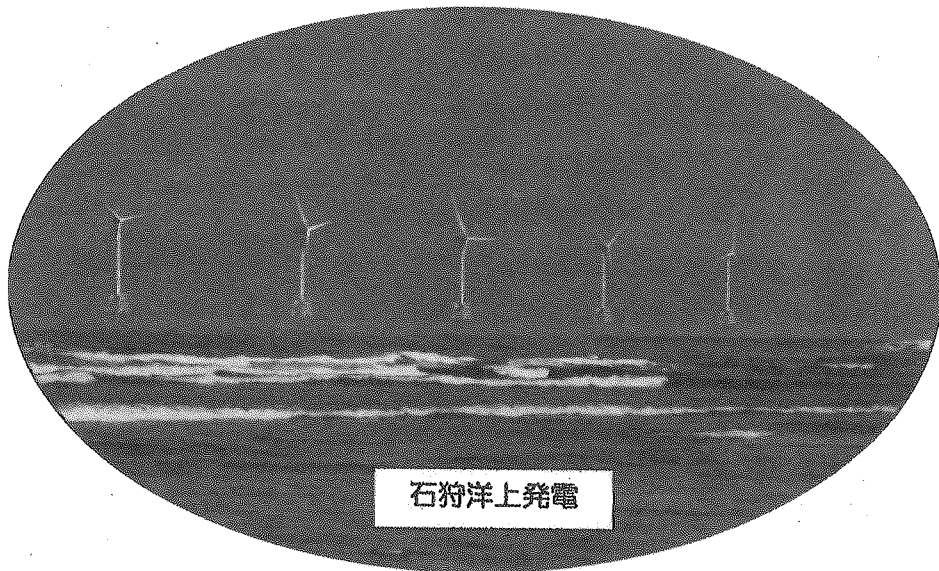


令和 8 年度

定期総会議案書



と き 令和8年5月2日(土曜日) 午後2時00分

ところ コスモス会館
石狩市花川南4条2丁目131

花川南連合町内会

総会次第

1. 開会のことば			
2. 審査報告			
3. 会長あいさつ			
4. 感謝状贈呈			
5. 議長選出			
6. 議事録記録人			
7. 議事録署名人			
8. 議 事			
報告第1号	令和7年度会務報告	1
	令和7年度会務総括	3
報告第2号	令和7年度空地事業報告	4
報告第3号	令和7年度会計報告		
	一般会計収支決算報告	5
	除草事業会計収支決算報告	6
	防災等基金報告	6
報告第4号	令和7年度会計監査報告	7
	報告1号～4号承認		
議案第1号	令和8年度会務計画(案)	8
議案第2号	令和8年度会計予算(案)		
	一般会計収支予算(案)	9
	空地事業会計収支予算(案)	10
	防災等基金予算(案)	10
	議案第1号～2号承認		
議案第3号	町内会則及び規定の改定(案)	11～12
議案第4号	役員改選(案)	13
その他			
9. 議長退任あいさつ			
10. 新旧役員あいさつ			
11. 事務連絡			
12. 閉会のことば			
(参考資料)	規約・細則等	14～24
	令和7年度役員名簿	25

総会次第

1. 開会のことば			
2. 審査報告			
3. 会長あいさつ			
4. 感謝状贈呈			
5. 議長選出			
6. 議事録記録人			
7. 議事録署名人			
8. 議 事			
報告第1号	令和7年度会務報告	1
	令和7年度会務総括	3
報告第2号	令和7年度空地事業報告	4
報告第3号	令和7年度会計報告		
	一般会計収支決算報告	5
	除草事業会計収支決算報告	6
	防災等基金報告	6
報告第4号	令和7年度会計監査報告	7
	報告1号～4号承認		
議案第1号	令和8年度会務計画(案)	8
議案第2号	令和8年度会計予算(案)		
	一般会計収支予算(案)	9
	空地事業会計収支予算(案)	10
	防災等基金予算(案)	10
	議案第1号～2号承認		
議案第3号	町内会則及び規定の改定(案)	11～12
議案第4号	役員改選(案)	13
その他			
9. 議長退任あいさつ			
10. 新旧役員あいさつ			
11. 事務連絡			
12. 閉会のことば			
(参考資料)	規約・細則等	14～24
	令和7年度役員名簿	25

令和7年度 会務報告

月 日	活 動 内 容	場 所
4月24日	石狩市連合町内会協議会第1回三役会議	石狩市役所
5月 9日	ふれあい広場第1回実行委員会	りんくる
5月21日	共同募金委員会理事会	りんくる
5月22日	石狩市第2回下水道運営委員会	石狩市役所
5月29日	石狩市連合町内会協議会定期総会	石狩市役所
5月29日	市連協第1回理事会	石狩市役所
5月30日	石狩市スポーツまつり 第1回実行委員会	B&G海洋センタ
6月 3日	ふれあい広場第2回会場小委員会	りんくる
6月 3日	石狩市消防第5分会 定期総会	
6月11日	石狩市スポーツ協会第2回理事会	B&G海洋センタ
6月13日	ふれあい広場ふれあい体験小委員会	りんくる
6月13日	花川南連合町内会第1回役員会	樽川南第1会館
6月16日	ふれあい広場第2回会場小委員会	りんくる
6月25日	石狩市地域学校協働本部運営委員会	石狩図書館
6月26日	石狩市社会福祉協議会第1回評議会	りんくる
7月 1日	石狩市連合町内会協議会第2回三役会議	石狩市役所
7月 4日	花川南連合町内会第1回理事会	南1条会館
7月11日	ふれあい広場第1回実行員会	りんくる
7月19日	ふれあい広場開催	りんくる
7月30日	石狩市スポーツ協会第3回理事会	B&G海洋センタ
8月26日	共同募金委員会第2回理事会	りんくる
8月26日	市連協40周年記念式典	花川北コミセン
8月26日	石狩市下水道運営委員会現地視察	石狩管内
9月 7日	石狩市スポーツまつり	スポーツ広場
9月12日	花川南連合町内会第2回役員会	紅南会館
9月26日	ふれあい広場第3回実行委員会	りんくる
10月 8日	石狩市スポーツまつり第2回実行委員会	B&G海洋センタ
10月 9日	石狩市社会福祉協議会第3回理事会	りんくる
10月10日	花川南連合町内会第2回理事会	睦美会館

令和7年度 会務報告

月 日	活 動 内 容	場 所
10月14日	共同募金委員会街灯募金	ラルズマート花川南店
10月15日	空地除草検定	コスモス会館前
11月 3日	石狩市連合町内会協議会第3回三役会議	石狩市役所
11月26日	石狩市スポーツ協会第4回理事会	B&G海洋センタ
12月 8日	共同募金委員会理事会	りんくる
12月26日	花川南連合町内会忘年会	ノースウィンド
1月 5日	石狩市新年恒例会	北コミセン
1月10日	石狩市スポーツ協会新年会	りんかい
1月15日	石狩市下水道運営委員会	石狩市役所
2月 9日	石狩市長と語る会	りんくる
2月12日	石狩の将来を語る会	りんくる
3月16日	石狩南高校評議委員会	石狩南高校
3月17日	石狩市社会福祉協議会第4理事会	りんくる
3月17日	石狩市地域協働本部運営委員会	石狩図書館
3月26日	社会福祉会第2回評議委員会	りんくる
3月27日	花川南連合町内会第3回役員会	紅南会館
3月28日	花川南・北交番G連絡協議会	北コミセン
4月 3日	花川南連合町内会会計監査	ノースウィンド
4月10日	花川南連合町内会第3回理事会	南1条会館
5月 2日	花川南連合町内会定期大会	コスモス会館

令和7年度 会務総括

1. 除雪・排雪の問題解決と快適な生活環境の創設

(1) 行政との連携を密にし、快適な生活環境の創設に努めました。

2. 地域の問題に関わる取組み

(1) 地域の問題に係わる取組み、安心安全なまちづくりのために関係団体と連携を計りながら、防犯や環境等に関する、さまざまな活動を行った。

以上重点のみ総括してまいりましたが、今後も互いに連携を深め自治活動の向上を目指したいと思えます。

令和7年度 空地除草事業取組経過

月日	取組内容
4月19日	各町内会に空地調査依頼
5月19日	郵便局に振込払込用紙145枚依頼
6月2日	石狩市役所(環境市民部渡部主査)へ除草調査表139件・振替払込用紙145枚提出
6月9日	不在地主に除草依頼文書等発送完了
6月19日	シルバー人材センター(鈴木主査)空地除草1次契約(37区画)
6月25日	シルバー人材センター(鈴木主査)空地除草2次契約(13区画)
7月1日	シルバー人材センター(鈴木主査)空地除草3次契約(12区画)
7月5日	第1回目除草開始
7月8日	シルバー人材センター(鈴木主査)空地除草4次契約(3区画)
7月11日	シルバー人材センター(鈴木主査)空地除草5次契約(1区画)
7月16日	シルバー人材センター(鈴木主査)空地除草6次契約(2区画)
7月25日	1次~6次分、1回目除草完了
8月4日	シルバー人材センター：空地除草7次契約1回刈り(4区画)
8月12日	シルバー人材センターに1次~6次契約分の代金201,000円(67区画)支払
8月13日	シルバー人材センター：空地除草8次契約1回刈り(2区画)
8月22日	シルバー人材センター：空地除草9次契約1回刈り(2区画)
8月29日	シルバー人材センター：空地除草10次契約1回刈り(1区画)
9月2日	2回目除草開始
9月17日	1次~10次契約分2回目除草完了
10月15日	除草検定実施(コスモス会館前)
10月20日	シルバー人材センターに1次~10次契約分の代金234,000円(67区画)支払

空地除草事業調査表

(単位:件数)

町内会名	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	調査	実施	調査	実施	調査	実施	調査	実績	調査	実績
花川南第1	13	12	14	10	15	9	16	10	17	9
花川南第2	14	14	24	7	15	8	18	9	17	8
花川南第3	6	4	5	3	4	3	10	4	9	3
花川南第4	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
花川南第5	20	11	14	11	10	9	9	7	8	7
花川南第6	22	6	20	5	18	4	15	6	20	5
花川南陸美町	16	11	11	10	40	11	12	4	18	7
花川南栄	10	3	7	2	4	2	33	13	31	15
花川南	3	1	3	1	3	2	11	11	11	8
ニューあかしゃ	17	17	12	11	12	11	4	4	4	2
紅 南	7	4	4	4	4	4	3	1	3	1
合 計	132	86	117	67	128	65	134	71	140	67
構成比率		65.2%		57.3%		50.8%		53.0%		47.9%

令和7年度 一般会計収支決算報告書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

【収入の部】

(単位：円)

費 目	R7予算額	R7決算額	執行率	摘 要
前期繰越金	1,470,822	1,470,822		
納入会費	846,100	830,000	98.1	
補助金	52,000	52,000	100.0	石狩市連絡協議会
雑収入	1,000	1,297		利息(信金)914 (ゆうちょ)383
収入合計	2,369,922	2,354,119	100.7	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	R7予算額	R7決算額	執行率	摘 要
地域振興事業助成金	300,000	150,000	50.0	
スポーツ祭り等	50,000	15,000	30.0	・石狩市民林 ^ろ -ツまつり(6名)
広報費	140,000	148,170	105.8	・定期総会議案書 93,170 ・連町だより 55,000
負担金	17,000	17,000	100.0	・石狩市連絡協議会
会議費	220,000	201,135	91.4	・会館使用料 7,100・定期総会 111,159 ・忘年会費 38,708 ・会計監査 38,840等
通信連絡費	15,000	10,000	66.7	・会長・事務局長
事務費	60,000	39,252	65.4	・事務用品費・用紙・インク・コピー料等
役員費	105,000	105,000	100.0	・会長・事務局長
表彰費	5,000	5,000	100.0	・表彰対象者(1名)
慶弔費	5,000	0	0.0	
雑費	20,000	7,810	39.1	・共済保険等
予備費	50,000	3,000	6.0	・市連協40周年記念行事参加費
支出合計	987,000	701,367	71.1	

収入決算額 2,354,119 円

支出決算額 701,367 円

差引残高 1,652,752 円 (令和8年度へ繰越)

(内 訳)

現金 48,892 円

預金(ゆうちょ銀行) 303,334 円

預金(北海道信金) 1,300,526 円

合 計 1,652,752 円

令和7年度 除草事業会計収支決算報告書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

＜収入の部＞

(単位：円)

費 目	R7予算額	R7決算額	摘 要
前期繰越金	769,021	769,021	
受 入 金	483,000	567,955	(地権者入金額 581,250円－ 振込手数料 13,295円)
雑 収 入	300	551	
収 入 合 計	1,252,321	1,337,527	

＜支出の部＞

(単位：円)

費 目	R7予算額	R7決算額	摘 要
工 事 費	420,000	435,000	67区画(石狩市シルバー人材センター)
振 込 料	2,000	38,357	地権者返金処理費
通信交通費	16,000	8,630	葉書・印紙・事務局長3,000円
事 務 費	5,000	3,586	インクカートリッジ
業 務 費	30,000	30,000	事務局長・会計部長(各15,000円)
雑 費	13,000	13,000	除草検定
支 出 合 計	486,000	528,573	

収入決算額	1,337,527 円	(内 訳)	預金残高	796,595 円
支出決算額	528,573 円		現 金	12,359 円
差引残高	808,954 円 (令和8年度繰越金)			808,954 円

令和7年度 防災等基金報告書

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
前期繰越金	3,536,547	郵貯銀行
利 息	4,633	郵貯銀行
合 計	3,541,180	令和8年度へ繰越

会計監査報告

令和7年度、一般会計及び空地除草事業会計・防災等基金会計について、帳簿・証拠書類等を精査しましたところ、その記載並びに残高・現金について相違ないことを認めます。

令和8年4月3日(金曜日)

会計監査 酒田 康寿



会計監査 吉田 昇



令和8年度 会務計画 (案)

構成町内会の健全な発達と、住民福祉の増強を図ることを目的とし、住民自治組織の連絡協調を深め、共通問題の研究協議及びその解決を図り、明るく住みよいまちづくりを推進することを目的とします。

1. 除雪・排雪並びに除草の推進等、これまでの活動を検証しつつ、快適な生活環境の創設に関わる今後の計画について検討する。
2. 地域からの課題解決に向けた取り組みを積極的に行う。
3. 地域振興事業へ助成する。
花川南連合町内会地域と単位町内会の振興と活性化に資する事業推進を図ることを目的とします。
4. 除草事業は石狩市との連携を密に計画的に推進する。
5. 地域の防災力を高め、災害に強い人づくり、まちづくりを目指し、単位町内会の連携を深め会員相互の交流や情報交換等を行う。

令和8年度一般会計収支予算(案)

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

【収入の部】

(単位：円)

費 目	R7決算額	R8予算額	備 考
前期繰越金	1,470,822	1,652,752	
会 費	830,000	829,000	100円×8,290戸
補 助 金	52,000	55,000	石狩市連絡協議会
雑 収 入	1,297	1,300	利子(信金・ゆうちょ)
収入合計	2,354,119	2,538,052	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	R7決算額	R8予算額	備 考
地域振興事業助成金	150,000	300,000	
スポーツ祭り等	15,000	0	
広 報 費	148,170	140,000	定期総会議案書・連町だより
負 担 金	17,000	17,000	石狩市連絡協議会
会 議 費	201,135	250,000	定期総会・理事会・役員会関連費用
通信連絡費	10,000	20,000	会長・事務局長・会計部長・事務局次長
事 務 費	39,252	90,000	プリンター・用紙・事務用品・事務管理損料他
役 員 費	105,000	110,000	会長・事務局長・会計部長・事務局次長
表 彰 費	5,000	15,000	蔵野副会長・大瀬副会長・大西理事
慶 弔 費	0	20,000	
雑 費	7,810	20,000	共済保険他
予 備 費	3,000	1,556,052	
支出合計	701,367	2,538,052	

令和8年度 除草事業会計収支予算(案)

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

<収入の部>

(単位：円)

費 目	R7決算額	R8予算額	摘 要
前期繰越金	769,021	808,954	
受 入 金	567,955	525,000	70区画
雑 収 入	551	550	
収 入 合 計	1,337,527	1,334,504	

<支出の部>

(単位：円)

費 目	R7決算額	R8予算額	摘 要
工 事 費	435,000	455,000	70区画
振 込 料	38,357	2,000	地権者返金処理費
通 信 交 通 費	8,630	15,000	事務局次長・会計部長・葉書・印紙他
事 務 費	3,586	10,000	イカトリック・コピー用紙・コピー料他
業 務 費	30,000	30,000	事務局次長・会計部長手当
雑 費	13,000	13,000	検定日当 13名
予 備 費	0	809,504	
支 出 合 計	528,573	1,334,504	

令和8年度 防災等基金報告予算(案)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
前期繰越金	3,541,180	郵貯銀行
利 息	4,600	郵貯銀行
合 計	3,545,780	令和9年度へ繰越

花川南連合町内会 会則及び規定の改定について

令和8年度、パイロットの解散ならびに役員改選に担いて対応にあたり、以下の改訂事項が生じたので検討され承諾をお願い致します。

1. 花川南連合町内会 会則
第4条の訂正

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	3名	副会長 若干名に訂正
監 査	2名	理 事	各町内会より1名	
事務局長	1名	事務局次長	若干名	会計部長 1名

2 ~~副会長は単位町内会を3区画に区分し、その中より各1名選出する。~~
構成する単位町内会は次の通りとする。役員は、その構成する単位町内会より選出する。

削除

~~イ 第1区 第4・第5・第6・紅南・ニューあかしや・各町内会~~

~~ロ 第2区 第1・第2・南・樽川・樽川北団地・グリーンコート花川南団地会・各町内会~~

~~ハ 第3区 第3・睦美・栄・樽川南第1・パイロット・各町内会~~

第1・第2・第3・第4・第5・第6・睦美・栄・紅南・ニューアカシヤ
南・樽川・樽川北・樽川南第1・グリーンコート (総計 15 町内会)

副会長 若干名
構成体と役員選出条項の訂正
3ブロックの削除
パイロット町内会の解散により 15 単位町内会の記述

付則

5 令和8年4月 一部改正

2. 花川南連合町内会 運用細目

1. 運営の構成

1. 運営の構成

当会は、以下に示す花川南地区等の16の単位町内会から構成される。

~~花川南第一町内会、花川南第二町内会、花川南第三町内会、花川南第四町内会、花川南第五町内会、花川南第六町内会、花川南睦美町内会、花川南栄町内会、紅南町内会、花川南町内会、ニューあかしや町内会、樽川町内会、樽川南第一町内会、パイロット町内会、樽川北団地自治会、グリーンコート花川団地会~~

1. 運営の構成

運営の構成は、会則第4条の2項による。

7. 会費等の細目規定

7. 会費等の細目規定

- ①各単町からの会費は、1戸数当たり100円とする。・事務局次長
- ②通信連絡費は、従来通り会長・事務局長・会計部長に5,000円を支給する。
- ③永年勤続表彰費は、1人当たり5,000円とする。
- ④香典費は、1人当たり5,000円とする。

従来通りの削除
事務局次長の追記

付則 2. 令和8年4月改正

3. 空地除草事業 事業細目

4. 契約

(3) 契約金額 7,500円 6,000円

地権者との契約単価は、6,000円/箇所とし、外部除草契約単価は、5,000円/箇所とする。
この単価は、世間相場等の理由によって変更することが出来る。但し、変更ある場合は理事会の承認を得ること。

令和7年度実績 地権者契約単価 7,500円
除草外注単価 6,000円 とする

付則

2 令和8年4月 一部改正

令和8年度 役員改選(案)

役職名	氏名	役員名	電話番号	所属町内会	役員
会長	松井 義孝	花川南5条4丁目74	090-5953-0747	花川南第2	会長
副会長	蔵野 道明	花川南2条4丁目93	090-7052-1301	花川南第5	会長
事務局長	松井 義孝	花川南5条4丁目74	090-5953-0747	花川南第2	会長
事務局次長	熊田 義晴	花川南6条5丁目152	080-2865-6424	花川南第2	事務局次長
会計部長	川上 正人	花川南6条4丁目144	090-6994-1927	花川南第2	事務局次長

会計監査	伊藤 好美	花川南1条4丁目	75-6775	花川南第6	街路灯 事務局長
会計監査	大瀬 達也	樽川3条2丁目59	090-7650-9554	樽 川	会長

花川南連合町内会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は花川南連合町内会(南連町)と称し、事務所を所定の箇所におく。

(目的)

第2条 本会は構成町内会の連絡協調を深め、健全な運営助長に努める。

(組織)

第3条 本会は花川南及び趣旨に賛同する町内会をもって構成する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	3名		
監 査	2名	理 事	各町内会より1名		
事務局長	1名	事務局次長	若干名	会計部長	1名

2 副会長は単位町内会を3区画に区分し、その中より各1名選出する。

イ 第1区 第4・第5・第6・紅南・ニューあかしや・各町内会

ロ 第2区 第1・第2・南・樽川・樽川北団地・グリーンコート花川南団地会・各町内会

ハ 第3区 第3・睦美・栄・樽川南第1・パイロット・各町内会

(役員選出)

第5条 役員は理事を除き総会において選出する。

理事は各町内会の代表者、または代行の任にあるものとし、会長の委嘱とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。欠員により補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 会長は本会を代表し会務を掌理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

理事は意見具申等行うと共に会運営に積極的に協力する。

監査は本会の会計を監査する。

事務局長は本会の事務を処理する。

事務局次長は事務局長を補佐し事務局長事故あるときはその任務を代行する。

会計部長は本会の出納事務を処理する。

(会 議)

第8条 会議は総会、理事会、役員会とし必要に応じ会長が召集する。

(総 会)

第9条 総会は毎年1回開催し、協議事項は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 役員選出 | (2) 会則の改廃 |
| (3) 会務報告及び予算・決算 | (4) その他会長が必要と認めた事項 |

2 総会の構成は、役員並びに各単位町内会戸数300戸まで1名・301戸より500戸

まで2名・501戸以上3名の代議員とする。

- 3 総会の成立は構成員の過半数(委任状含む)で成立し、議決は出席代議員の2分の1以上の同意を必要とする。

(理事会)

第10条 理事会は第4条役員で構成し、総会に次ぐ協議機関とする。

- 2 理事会の成立は構成員の過半数(委任状含む)で成立し、議決は出席役員2分の1以上の同意を必要とする。

(役員会)

第11条 役員会は理事・監査を除く役員で構成し会運営にあたる。

(会計)

第12条 本会の経費は負担金及びその他の収入をもって当てる。
会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(負担金)

第13条 本会の負担金は総会において決定する。

(補足)

第14条 この会則に定めるほか、会運営について必要な事項は理事会で決定する。

付則 この会則は平成2年4月29日から施行する。

- 2 平成17年4月17日 一部改正
- 3 平成21年4月19日 一部改正
- 4 平成27年4月9日 一部改正

花川南連合町内会内規

1. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計部長の年間手当を次のように定める。

・会長	30,000円/年額
・副会長	10,000円/年額
・事務局長	30,000円/年額
・事務局次長	15,000円/年額
・会計部長	25,000円/年額

附則

この内規は平成21年4月19日から施行する。

- 2 平成29年4月20日 一部改正

花川南連合町内会表彰規程

第1条(目 的)

この規程は連合町内会(以下「本会」という)並びに単位町内会等の運営と地域発展に寄与し、その功績特に顕著な個人または団体を表彰するためにこれを定める。

第2条(表 彰 等)

表彰等は第3条の要件に従い、本会の役員会において決定しこれを行う。

第3条

(1) 15年以上本会の役員としてその職にあるもの、またはあったもの

□ 5年以上については、爾後5年を越えることに表彰の対象とする。

ハ 本会または地域の事業の推進と発展助長に寄与し、その功績が特に大であると認められる個人または団体

(2) その他役員会で必要と認めたもの

第4条 第3条の要件中2項以上に該当するものについては、そのいずれかの項により表彰するものとする。

第5条 表彰は原則として定期総会において表彰状に記念品を添えて行う。

(付 則)

この規程は昭和58年2月27日から実施する。

昭和63年4月29日 一部改正実施する。

花川南連合町内会慶弔規程

この規定は、本会役員にかかる慶弔慰金について定める。

1. 役員 of 慶事に当たり、敬意をあらわす必要が生じたときは3項による。
2. 役員 of 弔事に際しては、5,000 円の香典をおくる。
3. この規程に定めない事項、特に旧役員、三役等については、その年数・功績を讃え、役員会で措置する。

(付 則)

この規程は、昭和 58 年 2 月 27 日より実施する。

昭和 62 年 5 月 17 日一部改正実施する。

花川南連合町内会地域振興事業実施要領

平成27年8月18日理事会議決

花川南連合町内会地域と単位町内会の振興と活性化に資する事業推進を図るため、平成27年7月2日開催の第1回理事会で方針決定したこのことについて次のとおり実施する。

1. 地域振興事業の実施に対し、助成金を交付する。
2. 対象事業は、単位町内会または複数の町内会が合同で実施する地域の交流・振興に寄与する事業で、原則として継続して実施すると認められるものであること。
3. 町内会長は、前項の定めに沿った事業を実施し、助成を受けようとする場合は、花川南連合町内会地域振興事業実施計画書(別記第1号様式、以下「計画書」という。)を連合町内会長に提出するものとする。ただし、石狩市連合町内会連絡協議会が行う各種助成制度を利用する年度は申請できないものとする。
4. 連合町内会長は、前項に基づき計画書の提出を受けた場合は、理事会に諮り内容を審査し決定する。
5. 助成件数および金額は毎年度の予算の範囲内で理事会において決定する。
別表のとおり
6. 理事会において決定された事業および助成金額について、連合町内会長は花川南連合町内会地域振興事業決定通知書により町内会長に通知する。
7. 前項により決定通知書を受けた町内会長は、花川南連合町内会地域振興事業助成金交付申請書(別記第2号様式、以下「申請書」という。)を連合町内会長に提出するものとする。連合町内会長は、申請書に基づき助成金を交付するものとする。
8. 助成金は、計画書に基づく事業に直接必要な経費に充てるものとし、他の事業等の経費に充てることはできない。
9. 当該事業が完了した場合は、終了後1カ月以内に花川南連合町内会地域振興事業実績報告書および清算書(別記第3号様式)を提出するものとする。
10. この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事会で協議する。

付則 この要領は、平成27年8月18日から施行する。ただし、適用日は平成27年5月9日からとする。

(別 表)

助成件数	10件
助成金額	
・事業費10万円を超えるもの	3万円
・事業費10万円以下のもの	2万円

花川南連合町内会の運営に関する「事業細目」の追加について

花川南連合町内会役員会では、会則を補完し連町活動の促進を目指して「事業細目」を整理し、理事会の承諾をもって追加としました。

これらは運営上、必要に応じて変更の必要のある場合も理事会の承諾を得て可能としました。

なお本追記細目は、今回緊急的に整理したものであり、今後さらなる知恵を講じて再整理を行うこと。

1. 既存の会則・規則等

- (1) 花川南連動町内会 会則
- (2) 花川南連合町内会 内規
- (3) 花川南連合町内会 表彰規定
- (4) 花川南連合町内会 慶弔規定
- (5) 花川南連合町内会 地域振興事業実施要領

2. 新規運用細目(案)

- (6) 花川南連合町内会 運用細目(案)
- (7) 花川南連合町内会 空地除草事業 事業細目(案)

花川南連合町内会 運営細目

1. 運営の構成

当会は、以下に示す花川南地区等の16の単位町内会から構成される。

花川南第一町内会、花川南第二町内会、花川南第三町内会、花川南第四町内会、花川南第五町内会、花川南第六町内会、花川南睦美町内会、花川南栄町内会、紅南町内会、花川南町内会、ニューあかしゃ町内会、樽川町内会、樽川南第一町内会、パイロット町内会、樽川北団地自治会、グリーンコート花川団地会

2. 運営の目的

当会は、構成される単位町内会の地域振興及び地域の安全安心等に向けた地域の向上に寄与する。そのためには、地域の公共性を重視し公益の確保に寄与する。

3. 運 営

当会は非営利団体として事業運営することを基本とする。よって、関係する事業には利益を優先することを求めない。

4. 事 業

当会の事業は、一般事業及び空地除草事業とする。

一般事業は会則をもとに花川南連合町内会として構成される単町の運営促進を促す。

空地除草事業は、別途に「空地除草事業事業細目」において運営する。

その他新たに発生する事業が生じた場合は、理事会において決議する。

ここに、一般事業に関する各単町との連携促進について参考に記述する。

①各単町間の情報共有により地域力の向上を図る。

- ・理事会における各単町間との交流を促進し、各単町間の質的向上を支援する。
- ・年次当初に各単町の総会資料交換することにより、各単町の相互理解を高める。

②各単町からのトピック的な事例紹介を紹介出来る年次研修会を開催する。

③その他

5. 会 議

(1) 会議のルール(令和4年10月14日理事会にて承認)

① 連町全体の審議案件は、理事会審議とする。

さらに、審議案件は事前に文書において役員会に提出し、役員会で検討後理事会に図る。

② 理事会において、理事からの突発的な審議要請は、その場では内容を確認し役員会で検討する。その結果、必要に応じ臨時理事会もしくは文書報告とする。

③ ②において、さらに緊急性を有する場合は役員会3役、場合によっては会長判断とし、その結果を報告する。

④ 理事会審議において決定した事項は、根拠ある事実関係がない限り、審議結果を覆すことはない。

(2) 理事会

理事会は、会則第 10 条により協議する。

理事会の審議は、役員会で事前に整理後審議及び採択とする。

(3) 役員会

役員会は、会則第 11 条により協議する。

役員間の情報は共有すること。

契約並びに決裁事項(既決済も含む)は、役員会で共有し確認すること。

6. 決済及び会計

(1) 決済

① 連町の運営に関わる契約内容は、役員会で検討し必要に応じて理事会承諾とする。

② 契約書の取り交わしは事務局長発議で会長が決済とし、その他役員は役員会で確認する

(2) 会計責任者

会計の総括責任者は会長とする。また会計責任者は事務局長とし、会計部長を会計担当とする。

(3) 金銭管理の基本ルール

① 代表印の管理者を定める。

代表印の保管は、会長とする。

② 通帳・印鑑は、厳重に保管する。

通帳保管は、会計部長及び銀行印は事務局長が保管する。

③ 収支計画(予算書作成)及び帳簿整理と決算書の作成を明確にしておくこと。

④ 集金の管理は、二重の集金や集金漏れを防止するために記録を明確にする。

⑤ 支出に関するルールを以下に定める。

(ア) 高額な支出は、事前に総会や理事会の承認をとっておくこと。

(イ) 支出する前に、その支出は当会の活動のために必要か、また理事会の理解が得られるか否かを確認すること。(内容によるが、事務局長、もしくは会長確認)

(ウ) 物品の購入には、原則として領収書を受け取り、日付と宛先が当会名で明確に示されていること。但し、振込など通帳などで別途確認できるものはそれによってよい。

(エ) 金銭元帳の帳簿と領収書が連動してわかるようにすること。

7. 会費等の細目規定

① 各単町からの会費は、1 戸数当たり 100 円とする。

② 通信連絡費は、従来通り会長・事務局長・会計部長に 5,000 円を支給する。

③ 永年勤続表彰費は、1 人当たり 5,000 円とする。

④ 香典費は、1 人当たり 5,000 円とする。

8. 監査

会計監査を受ける場合以下の手順で対処すること。

① 監査を受ける書類の準備

予算書、決算書、帳簿、領収書、通帳、現金状況

②監査の実施

監査の立ち合いは、役員会メンバーが同席することを基本とする。

③監査からの講評

監査から不適切な部分や指摘事項があった場合、改善策を役員会で検討し次年度に生かすこと。

④監査の結果は、決算役員会、決算理事会を通じ総会に報告すること。

附則

- この細目は令和5年4月21日、理事会承認後から施行する。
但し従来から慣行的に適用され、ここに明文化された事項等については役員会決議をもって一部令和4年度決算から適用する。

空地除草事業 事業細目

1. 目的

本細目は、花川南連合町内会地域の空き地を調査し、地権者からの除草費用をもって円滑な除草を行うための事業細目である。

2. 運営について

本事業は、非営利事業であり特段の利益を求めない。

空地除草は、地域の環境や安全を図ることにより、地域住民の円滑な暮らしを促進することを目指すものである。

3. 契約

(1) 地権者との契約

当会は、対象除草地において地権者との除草契約を締結し、その費用請求に関する契約を事務局長が行い、会計は会計部長が行う。

(2) 外部除草者等との契約

対象除草箇所が決定したら、外部除草委託者との契約を事務局長が行い、会計処理を会計部長が行う。

(3) 契約金額

地権者との契約単価は、6,000 円/箇所とし、外部除草契約単価は、5,000 円/箇所とする。この単価は、世間相場等の理由によって変更することが出来る。但し、変更ある場合は理事会の承認を得ること。

4. 会計

(1) 会計上の承諾

① 会計に際し、年度初めに予算計画及び決算を行い役員会・理事会の承認を得ること。

(2) 会計責任者

会計責任者

会計の総括責任者は会長とする。また会計責任者は事務局長とし、会計部長を会計担当とする。

5. 決裁及び会計

(1) 決裁

① 除草業務の契約に関するの内容は事前に役員会に報告し、必要に応じて理事会の承諾とする。但し、時間的に緊急を有する場合は、会長承諾とする。

② 契約書の取り交わしは事務局長発議で会長が決済とし、その他役員は役員会で確認する。

(2) 金銭管理の基本ルール

- ① 除草に関する通帳・印鑑は、以下のように厳重に保管する。
通帳保管は会計部長とし、銀行印の保管は事務局長とする。
- ② 収支計画(予算書作成)及び帳簿整理と決算書の作成を明確にしておくこと。
- ③ 支出に関するルールを以下に定める。
 - (ア) 高額な支出は、事前に役員会や理事会の承認をとっておくこと。
 - (イ) 支出する前に、その支出は当会の活動のために必要か、また理事会の理解が得られるか否かを確認すること。(内容によるが、事務局長、もしくは会長確認)
 - (ウ) 物品の購入には、原則として領収書を受け取り、日付と宛先が当会名で明確に示されていること。ただし、振込など通帳などで別途確認できるものはそれによってよい。
 - (エ) 金銭元帳の帳簿と領収書が連動してわかるようにすること。

(3) 会計に関する細目

- ① 本事業の支出勘定細目は、工事費、地権者処理費、通信交通費、事務費、業務費及び雑費とする。
- ② 本事業に追加される業務費は、一般会計役員報酬とは別に別途に支給する。
その業務遂行に当たり、利害関係者との外部交渉等を事務局長が担当し、また会計処理は会計部長が担当する。その費用は、業務費として各々15,000円/年とする。
なお、業務内容によって過度な作業量となる場合は、予算計画をもって理事会承認後に変更することができる。
- ③ 通信交通費は、事務局長及び会計部長に各3,000円/年を支給する。

6. 監査

本細目の監査は、「花川南連合町内会 運用細目」8. 監査による。

附則

- この細目は令和5年4月21日、理事会承認後から施行する。
但し従来から慣行的に適用され、ここに明文化された事項等については役員会決議をもって一部令和4年度決算から適用する。

令和7年度 花川南連合町内会 役員名簿

役職名	氏名	住所	電話番号	所属町内会	役職	ブロック
会長	松井 義孝	花川南5条4丁目74	71-2481	花川南第2	会長	2
副会長	蔵野 道明	花川南2条4丁目93	73-6363	花川南第5	会長	1
副会長	大瀬 達也	樽川3条2丁目59	090-7650-9554	樽川	会長	2
副会長						
事務局長	渡部 紀行	花川北1条5丁目384	73-3949	紅南		1
会計部長	渡部 紀行	花川北1条5丁目384	73-3949	紅南		1

理事	水野 和憲	花川南4条3丁目118	73-0890	花川南第1	会長	2
理事	村田 和彦	花川南5条3丁目257	090-1270-0010	花川南第2	副会長	2
理事	浦嶋 隆	花川南8条1丁目22	73-0070	花川南第3	会長	3
理事	熊谷 公平	花川南1条1丁目256	73-2976	花川南第4	会長	1
理事	村上 隆	花川南2条3丁目131	73-7934	花川南第5	副会長	1
理事	長原 徳治	花川南1条3丁目157	73-6136	花川南第6	会長	1
理事	竹内 健一	花川南7条4丁目186	73-1080	花川南睦美	会長	3
理事	大西 孝則	花川南10条3丁目104-3	72-6230	花川南榮	会長	3
理事	玄野 展	花川北1条5丁目191	74-1473	紅南	会長	1
理事	伊島 宏泰	花川南1条6丁目126	72-1003	nあかしや	会長	1
理事	佐橋 進	花川南5条2丁目161	73-0658	花川南	副会長	2
理事	栗野 直樹	樽川4条3丁目31	090-7512-8691	樽川	福祉部長	2
理事	澤崎 正三	樽川482-27	73-4533	パイロット	会長	3
理事	高橋 優紫	樽川3条1丁目47-1D203	74-0704	樽川北団地自治会	会長	2
理事	石川 富喜雄	樽川8条1丁目218	73-4531	樽川南第1	会長	3
理事	西野 公賀	花川南6条1丁目11-1 グリーン-花川D棟203号	090-6448-2811	グリーン-花川団地会	会長	2

会計監査	吉田 昇	花川南4条3丁目12	74-0801	花川南第1		2
会計監査	酒田 康寿	花川南6条1丁目11-1 グリーン-花川D棟204号	090-2815-9137	グリーン-花川団地会	会長	2

◆石狩市役所(連合町内会関連) ☎ 72-3291 fax 75-2275